

## 事業の種別等の揭示について

貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則第25条の規定に基づき、下記の通り揭示する。

記

1. 事業の種別

第二種貨物利用運送事業

2. 利用運送に係る運送機関の種類

外航海運

3. 運賃及び料金

消費者を対象としないため省略

4. 利用運送約款

JIFFA 国際複合一貫輸送約款を適用する。

JIFFA WAYBILL約款を適用する。

5. 利用運送の区域又は区間

(国内) 東京港・横浜港・名古屋港・大阪港・神戸港 他

(海外) アジア地域・欧州地域・豪州地域・北米地域 他

6. 事業範囲

一般事業